

学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と感染症のまん延防止として出席停止となります。出席停止期間の基準は、学校保健安全法で規定されています（下記参照）。医師の指示に従い休養してください。なお、この期間については、通常の欠席からは除外されます。

つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いします。

① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。（0575-22-5688）

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

・本校の様式による「学校感染症（第2・第3種）の報告書」を提出してください。

・受診を証明できるもの（調剤明細書のコピー等・・・患者名、日付、医療機関名、薬剤名等が記入されたもの）を必ず添付してください。

③ 提出時期

・登校時に提出

登校時が原則ですが、困難な場合は、後日提出していただいても結構です。

* 出席停止となる感染症の種類と出席停止期間の基準

病 名		出席停止の基準
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ<H5N1>を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	・コレラ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス・パラチフス ・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。